厚木市告示第400号

厚木市立公民館条例施行規則（令和６年厚木市規則第15号）第５条第２項の規定に基づき、厚木市立荻野公民館を次のとおり臨時休館とする。

令和８年11月６日

厚木市長　山　口　貴　裕

１　年月日
令和８年12月１日（火）

２　休館の理由
厚木市立荻野公民館施設内のＰＡＳ更新修繕を行うため。